

各務原市「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
方向	<p>生徒が希望するスポーツ活動や文化活動に親しむ機会の保障と、より質の高い指導を受けることが可能な環境を整える。 休日の学校部活動について、令和5年度から7年度の3年間で段階的な地域移行をする。</p>			<p>・(将来的に)市内の中学生がスポーツ活動や文化活動の機会を選択して活動する。 ・平日の教員の勤務時間以降の活動や休日は、保護者会や各種団体等のジュニアクラブで活動する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員を32名に倍増し配置する。 休日の活動を段階的に保護者クラブに移行する。 全体の60%を保護者クラブで行う。 地域移行の受け皿として実施可能なスポーツ協会の各種目団体の活動を開始する(ホッケー等)。 小中学生とその保護者対象の、部活動地域移行の説明の場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校が設置するすべての部活動について、保護者クラブを組織し、休日の活動が運営される。 市内の中学生を集めて活動する主体となる各種目団体等を拡大する。 移行先として保護者会とスポーツ協会が部活動に代わって行うものを「ジュニアクラブ」と位置付ける。 クラブでの指導のため兼職兼務を希望する教員の参画の体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の部活動全体の80%を地域移行する。 大会等への参加も活動する各種目団体等が母体となり出場する。 スポーツ協会のジュニアクラブに市内の中学生が学校の枠を越えて加入する体制をつくる。 平日の放課後、社会人指導者の指導で活動する体制をつくる。 	
地域移行の具体	<p>各務原市では、休日の学校部活動の地域移行先を「ジュニアクラブ」として、次の2つの形を中心に進める。</p> <p>①保護者会が主体となる形</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には各学校を活動場所とし、学校と連携して活動する。 指導は、社会人指導者があたる。 教職員が指導する場合は、兼職兼業申請が必要になる。 </div> </div> <p>②スポーツ協会が主体となる形</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> 中学生がそれぞれの種目団体の活動場所に集まって活動する。 送迎は、原則保護者が行う。 指導は、スポーツ協会等の指導者があたる。 協会ジュニアクラブへの参加は、学校単位を原則とする。 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>【令和6年度からの体制】</p> <p>引き続き地域移行できるように調整</p> </div> <p>※各務原市の地域移行は、『岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』に則って進める。 移行先のジュニアクラブはガイドラインを遵守して活動し、市は学校部活動に準じて、施設使用の配慮や助成等の支援を行う。 ※生徒が個人で通っている習い事(ピアノ、ダンス、合唱等)や各種民間スポーツクラブ等はジュニアクラブに該当しない。</p>			